

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
粉末清涼飲料の食品検査		EM-T500693B	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成30年 8月27日
		変 更	令和 2年12月 1日
		作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、関東補給処用賀支処において製作する粉末清涼飲料の食品検査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

2 検査に関する要求

2.1 検査の内容

検査の内容は、表1による。

表1－検査内容

番号	試験項目	試験（測定）法	規定
1	細菌数	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(3)の3.に示す、細菌数（生菌数）の測定法による。	検体1 gにつき 3 0 0 0以下
2	大腸菌群	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(3)の2.に示す、大腸菌群試験法による	陰性
3	ヒ素	“食品、添加物等の規格基準”の粉末清涼飲料の項の1の(2)の2.に示す、ヒ素及び鉛の試験法による。	検出するものであつてはならない。
4	鉛		
注記 “食品、添加物等の規格基準”に適合するものとする。			

2.2 検体

検査に使用する検体は、次による。

- a) 検体量は、150 g ± 5 %とする。
- b) 検体の輸送に要する費用は、契約の相手方の負担とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 納入書類

納入書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**とする。

表2－提出書類

名称 ^{a)}	様式	部数 ^{b)}	提出先
検査結果報告書	任意	1	契約担当官等
注 ^{a)} 名称は、参考として例示したものであり、書類の名称を指定するものではない。			
注 ^{b)} 規定の部数を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。